

令和4年(行ウ)第22号事件 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 江本浩二 外58名

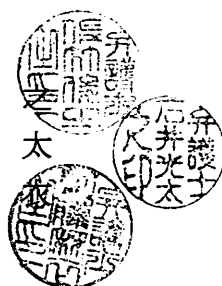
被告 沼津市長 頼重秀一

証拠説明書(15)

令和7年11月6日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐竹俊
同 弁護士 石井光太
同 弁護士 近藤麻



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲77の 1	沼津市ホームページ(近年の沼津市の都市計画決定(変更)の告示等について)	令和6年 11月13日	沼津市	市告第12号都市計画用途地域の変更及び市告第13号都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設の変更)は、沼津市上香貫字二ノ洞及び山ケ下町を適地として選定したこと
甲77の 2	令和6年2月6日付市告第12号都市計画用途地域の変更市告	令和6年2 月6日	同上	同上
甲77の 3	令和6年2月6日付市告第13号都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設の変更)	令和6年2 月6日	同上	同上
甲78の 1	環境影響評価法の一部を改正する法律案の閣議決定について	令和7年 3月11日	環境省	環境影響評価法の改正について、令和7年3月に閣議決定されたこと、改正の趣旨について「環境影響評価法の施

				行から四半世紀以上が経過し、近年、環境影響評価手続（アセス手続）の対象となる工作物についても建替えの時期を迎える事業が見られるようになってきていますが、現行の環境影響評価法には、事業の位置や規模が大きく変わらない建替えに関する規定がなく、新規事業と同様の手続を課している状況にあります」としていること等。
甲 78 の 2	環境影響評価法の一部を改正する法律要綱	令和 7 年 3 月		環境影響評価法の一部を改正する内容として、既存工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する事業を実施する場合には、環境アセスメント手続に代えて、既存の工作物による環境影響に関する調査結果を踏まえた環境の保全の内容を明らかにするという手続が新設されたこと。
甲 78 の 3	環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要		環境省	環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要。
甲 79	廃棄物処理法の基幹的改良マニュアル（抜粋）	平成 22 年 3 月（令 和 3 年 4 月改訂）	環境省環 境再生・ 資源循環 局廃棄物 適正処理 推進課	環境省の廃棄物処理法のマニュアルにおいて、「建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する「大規模リフォーム（リニューアル）」は「新設」として扱う」とされていること。